

京都市告示第369号

京都市斎場条例第2条ただし書の規定に基づき、京都市中央斎場の受付時間を次のとおり変更します。

平成16年12月3日

京都市長 梶本 頼兼

| 変更する年月日 | 変更後の受付時間 |
|--|------------------|
| 平成16年12月5日(日) 平成16年12月16日(木) 平成16年12月22日(水) 平成17年1月3日(月) 平成17年1月4日(火) 平成17年1月13日(木) 平成17年1月25日(火) 平成17年2月6日(日) 平成17年2月17日(木) 平成17年3月1日(火) 平成17年3月7日(月) 平成17年3月17日(木) 平成17年3月29日(火) | 午前10時から午後4時30分まで |
| 平成16年12月31日(金) | 午前10時から午後6時まで |

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)